

事業所防災リーダー優良企業認定制度実施要綱

令和6年11月8日6総防管第725号

(目的)

第1 この要綱は、事業所防災リーダーを登録し、事業所における防災活動に積極的に取り組む企業等を「事業所防災リーダー優良企業（以下「優良企業」という。）」として認定・表彰し、広く都民に周知することで、一斉帰宅抑制など帰宅困難者対策の基盤となる事業所防災の優れた取組を普及させ、社会的機運を醸成する事業所防災リーダー優良企業認定制度（以下「認定制度」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2 この要綱において「企業等」とは、都内に本社又は事業所が所在する企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、個人事業主等をいう。
- 2 この要綱において「大規模事業所」とは、都内にある事業所で常時使用する従業員数の合計が100人を超える企業等をいう。
- 3 この要綱において、「中小規模事業所」とは、都内にある事業所で常時使用する従業員数の合計が100人以下の企業等をいう。
- 4 この要綱において「事業所防災リーダー」とは、都内に本社又は事業所が所在する企業等に所属し、防災対策徹底宣言に同意した上で事業所防災リーダーシステムに登録した者をいう。

(公募等)

- 第3 東京都知事（以下「知事」という。）は、事業所防災リーダーを登録し、次に掲げる事業所防災の取組を積極的に実施している企業等を対象に、期間を定めて公募する。
- (1) 従業員や利用客の安全を守るための取組
- (2) 事業所単位での備蓄、訓練、普及啓発等の防災の取組
- (3) 地域と連携した防災の取組
- 2 公募の区分として、「大規模事業所」及び「中小規模事業所」の二つを設けるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がある企業等は、公募の対象としない。

(申請)

第4 公募に応じようとする企業等（以下「応募企業」という。）は、別途定める期日までに、該当する公募区分に対し、様式第1（申請書）に必要書類を添えて、知事に提出する。

2 過去に優良企業となった企業は、認定年度以降5年度の間は、本公募に対して申請することができないものとする。

(調査)

第5 知事は第4第1項の申請があった場合、第3に掲げる要件の適否及び申請された取組の実施状況等を確認するため、必要に応じて当該応募企業を訪問し、調査を実施する。

(認定)

第6 知事は、応募企業から提出された申請内容を別記第1に基づき審査し、特に優れた取組を実施していると認められる場合に、公募区分ごとに優良企業として認定を行う。

2 知事は、認定を行った場合は、当該企業に対して、様式第2（認定通知書）によりその結果を通知する。

3 知事は、認定した優良企業に対して、その企業名を公表する。

4 知事は、認定に達しなかった応募企業に対して、様式第3（不認定通知書）によりその結果を通知する。

(認定内容の変更)

第7 優良企業は、申請書記載事項に変更が生じたときは、様式第4（変更届出書）により、速やかに知事に提出しなければならない。

(優良企業の責務)

第8 優良企業は、認定基準を維持し、積極的にその取組及び認定の事実について情報発信に努める。

(普及)

第9 知事は、優良企業認定企業の取組等について、知事の持つ各種広報媒体等を活用して公表し、企業等への普及に努める。

(認定の取消し)

第10 知事は、優良企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6の認定を取り消す

ことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 認定を受けた企業等が暴力団に該当したとき又は代表者、役員、使用人その他従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (3) その他法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由があったとき。

2 知事は、前項に基づき取消しを行った場合は、様式第5（認定取消通知書）により通知するものとする。

（事務処理）

第11 この認定に関する事務処理は、総務局総合防災部防災管理課が行う。

（その他）

第12 この要綱に定めるもののほか、事業に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月8日から施行する。

別記第 1

要綱第 6 に規定する認定基準

「大規模事業所」の認定基準	以下の（１）（２）の基準に照らして優れた取組を行っていること。 （１）事業所防災リーダーの登録 ①事業所防災リーダーの登録数（登録数が多い） ②事業所防災リーダーの展開（防災所管部署以外にも多様な展開をしている） （２）事業所防災リーダーによる防災の取組 ①創造性、実効性のある取組（創意工夫をしている、効果の検証をしている） ②ノウハウの共有（自社のマニュアルや訓練ツールを公表できる） ③一斉帰宅抑制推進企業・モデル企業の取組
「中小規模事業所」の認定基準	以下の基準に照らして優れた取組を行っていること。 事業所防災リーダーによる防災の取組 ①創造性、実効性のある取組（創意工夫をしている、効果の検証をしている） ②ノウハウの共有（自社のマニュアルや訓練ツールを公表できる） ③一斉帰宅抑制推進企業・モデル企業の取組